MITSUWA PRINTING

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

ワークライフバランスの充実を図り、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和７年７月 14 日～令和 12 年６月 30 日までの５年間

２．内容

目標１：有給休暇・夏期休暇の取得促進 全社員の取得率 70%以上を目指す

＜対策＞

・年次有給休暇取得の現状を把握
・業務の見直し、要員体制の整備による取得しやすい体制作りの推進
・社内 WEB 掲示板にて休暇取得の案内
・未取得者・低取得者に対するフォローの実施